

郵便事業に関する意見書

郵政民営化につきましては、来年10月の日本郵政公社の解散、郵便事業株式会社・郵便局株式会社等の設立、事業開始に向け、本年1月には日本郵政株式会社が設立されたところであります。

郵政民営化関連法律は、国民が既存郵便局の存続を不安視する中で、「郵便局のネットワークを維持し、国民の利便に支障が生じないようにする。」と説明の上、成立いたしました。しかし、日本郵政公社の集配拠点再編案によれば、同公社が集配業務を受け持つ全国約4,700の郵便局のうち、約1,000局の集配業務を地域の中核となる郵便局に集約する方針であることが伝えられており、集配業務の広域化により、郵便物の遅配等のサービス低下が懸念されます。

また、過疎化や高齢化が進む地域の住民にとって、郵便局は地域の金融機関として、年金の受給などをはじめとして長年生活基盤を支える役割を果たしており、郵便局の将来的な存続についても大きな不安を感じているところであります。

よって、国会及び政府におかれては、郵政民営化に当たり、特に過疎地、中山間地域の郵便局の維持に配慮するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月20日

長岡市議会議長 大 地 正 幸

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、郵政民営化担当大臣